

平成26年第11回瑞浪市教育委員会臨時会会議録

(要点筆記)

日 時 平成26年10月1日(水) 16時00分開会

場 所 瑞浪市役所 全員協議会議室

- 日程第1 前回会議録の承認
- 日程第2 本日の会議録署名委員の指名
- 日程第3 議 事
- 日程第3 委員長職務代理者の指定
- 日程第4 委員の議席順の決定
- 日程第5 本日の会議録署名委員の指定

出席委員(5名)

委員長	水 野 昌 代
1 番	加 藤 博 之
2 番	矢 野 元 子
3 番	五 嶋 久 年
4 番(教育長)	平 林 道 博

説明のため出席した者の職、氏名

事務局長	伊 藤 正 徳
学校教育課長	小 栗 茂
教育総務課長	酒 井 浩 二
社会教育課長	土 屋 泰 次 郎
スポーツ文化課長	工 藤 将 哉
学校給食センター所長	土 本 典 史

職務のため出席した事務局職員

教育総務課総務係長	羽 柴 千 世
〃 主事	長谷川 幸

矢野委員長

16時00分、本日の委員会臨時会の開会を宣言する。

—市民憲章朗誦—

委員長の任期は9月30日までとなっているが、慣例により次の委員長の選挙が終わるまでその職を務めることとする。

日程第1、前回会議録の承認を行う。

本日付けで新しく教育委員に就任した五嶋久年委員より挨拶をいただく。

—五嶋委員の挨拶—

平成26年第10回教育委員会定例会の会議録の承認は、3番水野昌代委員と4番平林道博委員が承認の署名を行う。

—署名—

矢野委員長

日程第2、委員長の選挙について、事務局の説明を求める。

事務局長

委員長の選挙につきましては、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第12条第1項の規定により、委員の内から選挙を行うこととなっているが、慣例により推薦にて委員長を決定することが実情となっているため審議願う。

矢野委員長

事務局から説明があったとおり、推薦で決定する。
新しい教育委員長を推薦する者は、挙手により発言願う。

加藤委員

水野昌代委員を委員長に推薦します。

矢野委員長

ただ今、加藤委員から水野昌代委員を委員長に推薦する意見があったが、水野委員を新委員長に決定することに賛成の方の拍手をもって決定する。

—委員全員の拍手—

矢野委員長

委員全員の拍手により、新しい委員長を水野昌代委員に決定する。

—退任の挨拶をする。—

—矢野前委員長と水野委員長席を交代する—

水野委員長	委員長就任の挨拶を行う。
水野委員長	日程第3、委員長職務代理者の指定を行う。 事務局の説明を求める。
事務局長	委員長職務代理者についても、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第12条第4項の規定により、「教育委員会は、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ教育委員会の指定する委員がその職務を行う。」とされている。 委員長職務代理者の指名については、慣例で委員長の指名で決定することとしているので、ご審議願う。
水野委員長	事務局から説明があったとおり、委員長から指名することとしてよろしいか。 —異議なしの声— それでは、委員長職務代理者に加藤博之委員を指名する。 —委員全員の拍手— つづいて、日程第4、委員の議席順の決定について、事務局の説明を求める。
教育総務課長	委員の議席順の決定については、「瑞浪市教育委員会運営規則」第2条の規定より、「委員長を除く委員の議席は、委員氏名のイロハ順による。」と規定されており、1番が加藤博之委員、2番が矢野元子委員、3番が五嶋久年委員、4番が平林道博委員となる。
水野委員長	事務局の説明に対し、異議はあるか。 —異議なしの声— 異議ないものと認める。 よって、1番「加藤博之委員」、2番「矢野元子委員」、3番「五嶋久年委員」、4番「平林道博委員」という席順で決定する。 これより、座席の異動を行う。 —今回は座席の異動なし— 次に、日程第5、本日の議事録署名委員の指定を行う。 本日の会議録署名委員は、委員長において、1番加藤博之委員と2番矢野元子委員の2名を指名する。

委員長

以上で本定例会に提出されたすべての議案の審議が終わり、本日の日程が終了したので、これにて、平成26年第11回瑞浪市教育委員会臨時会を閉会する。

16時15分終了